



修郎先生の事件簿2

小池雄一氏

～就労ビザ専門会社の現場から～

佐生修郎(さしゅう・しゅろう)は就労ビザ専門会社で働くコンサルタント。その幅広い知識と長年の現場経験、それに深い洞察に基づきさまざまなアドバイスを行い、数々の困りごとを解決してきた。座右の銘は「真面目に不真面目」。

大谷翔平 大変だ、大変だ、さつき佐々木君から連絡があって「B2会議商談ビザ」が申請出来ないって言うってきた。

佐生修郎 おお、朗希君がいよいよ契約の最終打合せに来るのだな。

大谷 ビザ申請オンラインシステムMolinaで申請を試みているけど、申請が「出来ない」っていうのだ。どういふ事?

佐生 昨年12月19日に、Molinaシステムのビザ選択肢からB2ビザが消滅した。選択肢としてビザ選択画面に出てこないから「選択出来ない」、だから「申請出来ない」と言っているのだらう。

大谷 消滅って、システムトラブルなの?

佐生 違う。イメージ総局による意識的な設定変更だ。

大谷 突然にそんなことされても困るよ。

佐生 「突然」は彼らの専売特許じゃ。彼らとしては当然普通の仕事のやり方なのだろう、今回も公には事前通告は無かったよ。

大谷 どうしたらよいのさ?

佐々木君自身他に申請できるのは「B1観光ビザ」だけだよ。B1ビザの目的・活動内容は「観光及び親族訪問」だよ。それでは「会議商談」が出来ないじゃない。

佐生 出来るよ。

大谷 ええ?何を言っているの?あれだけ目的・活動内容に見合ったビザを取りなさいって口を酸っぱくして言っていたのに。観光ビザでは会議商談は出来ないでしょ。

佐生 今年1月7日にMolinaシステムにおいてB1ビザの説明書きが変更された。それによりB1ビザで会議商談が出来るようになった。つまり「B1会議商談ビザ」になったと言えるのだよ。

大谷 ビザ申請の際にMolinaシステムの画面上に表示されてくる英語の説明書きが変わったのだね。

佐生 目的・活動内容の欄にこう文言が追加された。抄訳すると以下のようになる。「生産現場、鉱山、オフィス、工場への現地訪問(現場訪問)を実施して、ビジネス契約の協議、交渉、および/または署名を行うこと。」

大谷 よし、これなら佐々木君の目的・活動内容にピッタリだ。B1ビザを取って言うておくよ。ありがとう。一件落着だ。

佐生 ちょっと待って。二つだけ認識しておいた方がよい事項があるぞ。

大谷 むむむ、嫌な予感。でももう慣れたことだ。何なに、一つ目は?

佐生 今回のB1ビザの変更について、既存の法人権大臣規定を変更する旨の正式規定文書は出ていない。Molinaシステム内での説明書きの記載変更のみが根拠だということだ。

大谷 「規定変更」ではなく「運用ルールの変更」ってことだね。大丈夫。運用ルールが日常的に正規に継続的に運用されていれば、それは問題ないよ。

佐生 さよう。イメージ総局担当官はMolinaシステムが「正」でありB1ビザで会議商談は可能であると明言している。

大谷 それにMolinaシステム内の説明書きは

B2ビザの消滅?!

一般に公開されていて誰でも参照できるから、心配だったらそのページを印刷して御守りとして持っておけばよいよね。

佐生 二つ目はちょっと検討を要するぞ。

大谷 解釈の問題だな、きつと。

佐生 B1ビザは他のビザとは違うVOA到着ビザに属する特殊なビザだということだ。

大谷 インドネシアのビザは、原則として渡航者自身では申請が出来ず、インドネシア側のスポンサー企業/個人が申請者となり申請取得してあげる仕組み。でも、VOAは渡航者本人が申請者として自身で申請取得出来る、その意味で例外的な特殊なビザだと言える。

佐生 さよう。それゆえ、もしインドネシア側に現地法人があるのなら現地法人がスポンサーとして「C2会議商談ビザ」を取るべきという解釈をした当局役人がいた。

大谷 ということは、今回の佐々木君の案件においては、B1ビザではなく、我々現地法人がC2ビザを取得してあげなければならぬ、こう解釈され得るということだね。

佐生 お察しのとおり。とはいえ、C2ビザの取得には取得プロセスの所要時間がかかるから、急ぎだったら腹を決めてB1ビザで入国するという案も現実的対応の選択肢のひとつとして残しておいた方がよいのかもかもしれない。

大谷 それは我々現地法人側が社内ガイドラインを作ってスポンサーとして判断していくことになるね。

佐生 さよう。解釈の問題なので百パーセント正解というモノがない。だからスポンサー企業が各々で独自に自社解釈を社内ガイド

ラインとして定めて運用していくしかない。

大谷 一方で「B1会議商談ビザ」は誰が使うの?

佐生 インドネシア側に現地法人が無い会社も沢山あるだろう。スポンサーになつてくれる企業が無いのであれば、渡航者本人が申請者として申請取得しなければならぬ。その場合には「B1会議商談ビザ」で出張に来ることになる。

大谷 わかった。今回は入国予定日までまだ時間の余裕があるから「C2会議商談ビザ」を取る事にするよ。

佐生 自分で考え自分で判断して決めていく。その翔平君の姿勢が素晴らしいね。「答えは既に在るものではなく自分で創るものである。」いい加減な解釈至上主義のインドネシア社会では必要な考え方だよな。

こいけ・ゆういち FPCインドネシア代表取締役。89年学習院大卒、日本アイ・ピー・エム入社。フジスタッフへ転職後インドネシアでの事業開発を手掛ける。帰国後に独立。「夢ある街のたのび屋さん」FC経営を経て、12年8月より現職。栃木県生まれ。58歳。

※本連載は、実際に起きた事例を参考に、インドネシアに滞在、就労する上で気を付ける点について説明するもので、登場人物や事象はフィクションです。実際の事案に対応する場合は、専門家に相談の上、各自のご判断でご検討ください。

「修郎先生の事件簿2」は、原則、毎月第1水曜に掲載します。

佐生修郎 心得えの条

- 一 「B2会議商談ビザ」が消滅しB1ビザに統合された。これからは「B1会議商談ビザ」として活用していくこと。
- 二 Molinaシステムでのビザ種類の選択について、社内ガイドラインをもって運用すること肝要。加えて、腹を決めてB1ビザを使う選択肢も答えるのひとつとして残しておくこと。